第 5 編

復旧·復興対策

第 l 章

政府・各省庁等の対応

政府は、阪神・淡路大震災発生後、総力を挙げて応急復旧対策を進めてきた。さらに本格的な復興対策について取り組んでいくため、復興対策の第一歩として、阪神・ 淡路大震災対策の基本法ともいうべき「阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に 関する法律」が平成7年2月22日に成立し、24日公布、施行された。

この法律では、阪神・淡路地域の復興に当たっての基本理念として、

- (1) 国と地方公共団体とが適切に役割分担し、協同して、地域住民の意向を尊重しながら、①生活の再建、②経済の復興、③地震等の災害に対し将来にわたって安全な地域づくりを緊急に推進すること。
- (2) これらの活動を通じて活力ある関西圏の再生を実現すること。 が定められ、国をはじめ関係地方公共団体等の関係者は、この基本理念に基づいて復 興のための施策や事業を実施していくこととなった。

なお、事業を円滑に実施するため、被災地方公共団体の要請に基づき、政府において全国の地方公共団体に依頼協力・調整を行った結果、4月以降、土木、建築等の専門職をはじめ広範な職種の職員が中長期にわたって派遣されることとなった。

このように、国は関係省庁において復興のための施策を実施してきたが、これらとあわせ、特に阪神・淡路大震災の被害の大きさを考慮して、2月15日、学識経験者をメンバーとする審議会である「阪神・淡路復興委員会(委員長下河辺淳)」を総理府に設置するとともに、「阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律」に基づき、国の関係行政機関の講ずる復興のための施策に関して総合調整を行う「阪神・淡路復興対策本部」を設置した。

阪神・淡路復興委員会は、2月16日の第1回会合以来、14回に及ぶ委員会の開催並びに2回のヒアリングを実施し、3回の意見及び11の提言を内閣総理大臣に提出した。 (資料4参照)これらの提言のうち、特に緊急を要する①復興住宅の供給、②瓦礫等の処理、③神戸港の早期復興の3課題については、平成7年度補正予算において最重点事項とするとともに早急な実施を図ることとした。

阪神・淡路復興対策本部は、阪神・淡路復興委員会の意見を踏まえ、政府の当面講 ずべき措置を取りまとめた「阪神・淡路地域の復旧・復興に向けての考え方と当面講 ずべき施策」を決定した。この決定では、地震発生以来講じてきた応急復旧対策を引 き続き積極的に推進するとともに、復旧・復興施策についても当面必要となる施策を 可能な限り講ずることとして、16項目にわたる施策を挙げている。(資料5参照)

第1 住宅対策

1 公的賃貸住宅等の早期・大量供給

「復興住宅(特別の措置を講じて建設される住宅)を3カ年で10万戸建設することとし、政府は必要な措置を講ずること」との阪神・淡路復興委員会の提言を踏まえ、平成7~9年度の3カ年に、12万5,000戸(既着工分1万5,000戸、新規建設分11万戸)の住宅を供給することとし、新規建設分11万戸のうち7割の7万7,000戸を何らかの形で公的資金を活用した公的供給住宅とすることとした。

さらに、被災者に対する公的賃貸住宅の収入制限の撤廃等の特例の適用、入居申込みの一元的受付・登録、高齢者・障害者等に対する優先的入居等困窮度に基づいた入居者選定、所得に応じた家賃設定等を行う「災害復興住宅制度」を整備した。さらに、住宅のバリアフリー化を進めるとともに、住宅と福祉サービスや福祉施設との適切な連携を図るなど、高齢者・障害者等に配慮した住宅整備を進めることとした。

2 個人の自力による住宅再建等の支援

個人の自力による住宅の再建・取得を強力に支援するため、住宅金融公庫の災害復興住宅貸付制度について貸付限度額の大幅引上げ、据置・償還期間の延長、被災高齢者の住宅を子が再建するための親孝行ローン制度の導入等や既往貸付者に対する救済措置を大幅に拡充した。また、これらの制度の積極的活用を図るとともに、返済の初期負担軽減を図るための被災住宅再建対策事業を積極的に推進することとした。

3 マンション建替えの促進

防災性の向上など質の高いマンション建替えを 促進するため、住宅・都市整備公団等の建替事業 への参加を推進するとともに、総合設計制度の積 極的活用により、容積率割増の弾力的取扱いを行 い、建替えの円滑化を図ることとした。

第2 瓦礫処理対策

瓦礫処理については、復興の基本にかかわるものであり、一刻も早い解決が必要であることを踏まえ、以下の促進策を実施することとした。

- i すべての市町において、おおむね平成7年度 中に市街地から仮置場・処分場等への搬出を完 了し、遅くとも平成8年度中に焼却・埋立等の最 終処分を完了するべく、各般の対策を推進する。
- ii 市街地からの瓦礫の撤去を円滑にするため、 必要に応じて仮置場、積出基地を確保するとと もに、木くずの減量化を図るため、仮置場に破 砕・焼却施設を設置する。
- iii 瓦礫処理に当たって、復興事業の支障となら ないよう配慮するとともに、リサイクルに努める。



瓦礫の最終処分が完了するのは平成8年度

- iv すべての市町において、平成7年度以降の処理計画フロー、月別の実施計画等を盛り込んだ 「災害廃棄物処理計画」を作成し、兵庫県にお いて全体処理計画を作成する。
- v 国、県、神戸市及び阪神6市からなる「倒壊 家屋処理推進部会」を新設し、全体処理計画の 進行管理を行う。
- vi 国は、上記部会における助言、指導のほか、 市町、県の災害廃棄物処理計画の円滑な実施に 向けて必要な支援を行う。

第3 港湾機能の復旧対策

神戸港をはじめとする港湾の早期復旧を図るため、政府は、公共港湾施設について災害復旧事業等を適用するとともに、従来災害復旧費の国庫補助対象には含まれていなかった神戸埠頭公社の維持管理するコンテナ埠頭等について、新たに国庫補助の対象とするなど財政支援措置を講じてきた。今後とも、被災地域の経済活動、市民生活の復興のためには港湾機能の早期復旧が不可欠であることから、それらの財政支援措置を引き続き講じ、おおむね2年を目途に港湾機能の回復を図ることとした。特に、我が国の貿易における神戸港の重要性を考慮して、表1のように、港湾施設の早期

表 | 港湾の早期復旧計画

平成7年6月末 コンテナ埠頭21バースのうち、8バースを暫定供用
平成7年9月末 フェリー埠頭7バースのうち、2バースを本格供用
平成7年10月末 仮設桟橋によるコンテナ埠頭2バースの供用
平成8年3月末 コンテナ埠頭 おおむね3分の1を本格供用
一般岸壁 おおむね5割を本格供用
フェリー埠頭 新たに3バースを本格供用
マ成8年度中 すべての港湾機能を回復

出典: 『防災白書』平成7年版 国土庁

復旧を図ることとした。

さらに、市民の生命・財産を守る防潮壁等の海 岸保全施設について、早急に復旧を図るとともに、 神戸港等で被災した民間の港湾施設等の復旧に対 する支援を行うこととしている。また、市街地と 人口島を結ぶ連絡道としての阪神高速5号湾岸線 等は、港湾機能の回復のためにも重要であり、表 2のように早急に復旧させることとした。

表 2 阪神高速 5 号湾岸線等の復旧計画

平成7年10月頃 阪神高速5号湾岸線(魚崎浜~六甲 アイランド北)供用

平成8年8月末 神戸大橋、六甲大橋を含むハーバー ウェイ全面復旧

出典: 『防災白書』平成7年版 国土庁

さらに、近畿圏ひいては日本の港湾の国際競争 力の低下等が懸念されるため、リダンダンシー(冗 長性)の確保に配慮するとともに、民間の荷役業



港神戸。早期の復旧への期待は大きい

第5編 復旧·復興対策

務の24時間化に伴う輸出入関連業務の体制整備、 高規格な外国貿易用ターミナルの整備等により、 国際物流拠点機能の強化を図ることとした。

第4 被災者の支援対策

1 被災地における生活の平常化支援

応急仮設住宅及び高齢者・障害者向け地域型仮 設住宅の適時適切な供給を進めることなどによっ て、被災地における生活の平常化を支援すること とした。

(1) 応急仮設住宅の建設等

応急仮設住宅の迅速な供給を図るため、仮設住 宅を供給する企業に迅速な対応を要請した。また、 地方公共団体、プレハブ住宅供給業界と支援体制 の整備について協議し、さらに、住宅産業界全体 に協力要請するとともに、輸入住宅をも活用し、 当面の供給計画を約4万8,300戸とした。

なお、このうち、健康上配慮が必要な高齢者や 心身障害者世帯など約3万5,000戸にはエアコンの 設置も併せて決定した。

また、応急仮設住宅用地として、住宅・都市整



避難所から仮設住宅へ。久しぶりの家族団らん

備公団の保有地等88haを提供するとともに公園 用地も活用することとした。

(2) 災害弔慰金の支給等

ア 災害弔慰金等の支給

今回の震災により死亡した者の遺族に対して災害・形慰金を、また、重度の障害を受けた者に対しては、災害障害見舞金の支給を行った。

災害弔慰金 生計維持者 500万円

その他の者 250万円

災害障害見舞金 生計維持者 250万円

その他の者 125万円

イ 災害援護資金の貸付

災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた 者に対する災害援護資金の貸付けについて、今回 の震災に伴う特別措置として無利子である据置期 間を3年から5年に延長した。

なお、生活福祉資金貸付制度要綱に基づく低所 得の被災者に対する貸付けについては、特例措置 として所得状況に関係なく当面の生活安定を図る ための小口貸付制度を実施することとした。

2 雇用の維持・失業の防止等

雇用調整助成金を活用し、雇用の維持・失業の 防止を図るとともに、被災失業者の公共事業への 就労促進に関する特別措置法の活用等により雇用 の促進を図ることとした。

〈雇用調整助成金の特例措置の実施等〉

被災地域内の事業主及びその下請事業主が労働者を休業させる場合等において、業種の如何を問わず雇用調整助成金制度を特例的に適用するとともに、引き続き高率の助成を実施することとした。 〈雇用保険失業給付の特例支給等〉

被災による事業所の休業や一時的離職により賃 金を受けられない被保険者に対する失業給付の特 例支給等を行うこととした。 〈労働災害防止等のための対策の推進〉

復旧・復興工事に従事する労働者に対する特別 安全衛生教育、工事現場の巡回指導、石綿除去工 事における健康障害防止対策を実施することとし た。

くその他〉

集団面接会の実施、労災病院等の整備等を行う こととした。

3 保健・医療・福祉の充実

〈社会福祉施設の災害復旧事業等〉

社会福祉施設の速やかな復旧を図るとともに、 施設における受入体制の整備やホームヘルプサー ビス等の在宅サービスを推進することとした。

〈医療施設等の災害復旧事業等〉

被災した医療施設の速やかな復旧を図るととも に、応急仮設住宅の入居者をはじめ住民の保健医 療対策について、県・市町の実施する事業を支援 することとした。

〈健康保険組合助成、国民健康保険助成〉

一部負担金、保険料の免除等の措置に対し、保 険者への財政支援を行うこととした。

〈緊急歯科保健医療事業の推進〉

被災地における歯科検診等の事業を推進することとした。

くその他〉

各種貸付事業の円滑な実施等に必要な財政措置 を講ずることとした。

4 学業支援対策

〈学費の免除等〉

今回の震災により、学費負担者が死亡したり、 学生や学費負担者が災害を受け、授業料・入学料 の納付が困難であると認定された場合には、国立 学校の授業料・入学料が免除されることとなった。 また、公立学校の授業料等についても、今回の地 震により被災し、学費の納付が困難となった学生 生徒に対する配慮を、公立大学及び教育委員会に 要請し、各教育委員会等において、全額免除や手 続きの簡素化等の対応がとられた。

さらに、緊急に奨学金が必要となった場合には、 臨時に申請を受付、奨学金が貸与されることとなった。また、教科書を滅失・損傷した児童・生徒 に対して速やかに再配付が行われた。

〈受験生等への支援〉

被災した受験生を対象とした特例の入試を全国の国公立大学及び約40の私立大学等で実施したほか、高校入試に関し、被災地域の生徒の受験機会の確保など特別の配慮を全国の教育委員会に要請し、各教育委員会や私立高校において、入試日程や選抜方法等につき弾力的に対応した。

〈児童生徒等の転入学等に関する措置〉

被災地の児童生徒等の転入学に当たって、転入 学の手続きや教科書の無償配付等について弾力的 な取扱いを要請し、全国各地の学校において、特 段の配慮がなされた。

また、被災地における児童生徒の課程の終了、 卒業及び単位認定等の弾力的取扱いを要請し、各 学校において配慮がなされた。

5 その他の措置

〈国税及び地方税の申告・納付等の期限延長〉

国税については、多大な被害を受けた神戸市等 18市町(指定地域)の納税者の申告、納付等の期 限が5月31日まで延長された。また、指定地域内 の個人納税者が、大震災の被害を受けたことによ り平成6年分の所得税・消費税の確定申告・納付 を相当の期間できない場合には、その申告・納付 を平成8年3月までに行えばよいこととするなど の措置が講じられた。

地方税についても、関係地方公共団体において、

被災納税者に対して、国税に係る措置に準じて、 申告・納付等の期限の延長の措置が講じられた。

〈郵便貯金及び簡易保険の非常取扱い等〉

通帳、証書、印章等がない場合でも、本人確認 により、支払い等を行う郵便貯金等及び簡易保険 の非常取扱いを実施した。

また、被災者あて電信為替(窓口払)の料金免除、郵便貯金の期限内払戻しの特別措置、簡易保 険の契約者貸付の貸付利率の引下げ等を実施した。

第5 財政措置対策

1 激甚災害の指定等

政府においては、阪神・淡路大震災の被害の甚 大性等に考慮し、阪神・淡路大震災を激甚災害に 指定するとともに、当該災害に適用すべき次の施 策を指定した(「阪神・淡路大震災についての激甚 災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定 に関する政令」平成7年政令第11号)。

- i 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の 財政援助
- ii 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- iii 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- iv 中小企業信用保険法による災害関係保証の特 例
- v 中小企業近代化資金等助成法による貸付金等 の償還期間等の特例
- vi 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対す る補助
- vii 中小企業者に対する資金の融通に関する特例
- viii 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ix 私立学校施設災害復旧事業に対する補助

- x 市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例
- xi 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- xii り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- xiii 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額 への算入等
- xiv 雇用保険法による求職者給付の支給に関する 特例

特別財政援助法等による国庫補助の 特例

阪神・淡路大震災が未曾有の被害をもたらしたことなどを考慮し、前述(1 激甚災害の指定等)の施策に加え、特別の措置として「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成7年法律第16号)」を制定した。また、政府においては、同法及び「阪神・淡路大震災についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」等に基づき、阪神・淡路大震災地域の早期復興と住民生活の早期安定・再建を図るとともに、地方公共団体、公的機関等の財政負担を軽減するため、次に掲げる補助の特例措置等を講じた。

特別財政援助法等による国庫補助の特例措置

- (1) 道路、港湾等の公共土木施設、公立学校、 社会福祉施設などの災害復旧事業に係る国庫 負担率の嵩上げ等を行う。
- (2) 市町村が施行する伝染病予防事業に対し、3分の2の国庫負担を行う。
- (3) 母子及び寡婦福祉法による県の貸付について、その財源に対する国の貸付額の増額を行う。
- (4) 公立社会教育施設の災害復旧事業に対し、 3分の2の国庫補助を行う。
- (5) 小災害債に係る元利償還金について、基準

財政需要額への算入等を行う。

- (6) 農地、農業用施設等の災害復旧事業等に係 る国庫負担率の嵩上げ等を行う。
- (7) 農林水産業共同利用施設の災害復旧事業に 係る国庫負担率の嵩上げを行う。
- (8) 私立学校の災害復旧事業について、2分の 1の国庫補助を行う。
- (9) 学校法人・準学校法人立の専修学校及び各種学校のうち外国人学校の災害復旧事業について、2分の1の国庫補助を行う。
- (10) 特定被災地方公共団体又は社会福祉法人の 設置する社会福祉施設であって、老人デイサ ービスセンター、精神薄弱者通勤寮等の激甚 災害法による国庫負担率の嵩上げの対象外で あるものの災害復旧事業について、3分の2 の国庫補助を行う。
- (II) 社会福祉法人の設置する社会福祉施設であって、老人デイサービスセンター、精神薄弱者通勤寮等の激甚災害法による補助率の嵩上げの対象外であるものの災害復旧事業について、3分の2の国庫補助を行う。
- (12) 水道施設の災害復旧事業について、10分の 8 又は 2 分の 1 の国庫補助を行う。
- (13) 一般廃棄物処理施設の災害復旧事業について、10分の8の国庫補助を行う。
- (14) 火葬場の災害復旧事業について、3分の2 の国庫補助を行う。
- (15) と蓄場の災害復旧事業について、3分の2 の国庫補助を行う。
- (16) 公立病院の災害復旧事業について、3分の 2の国庫補助を行う。
- (17) 日赤等の公的病院及び救急医療を担う民間 病院の災害復旧事業について、2分の1の国 庫補助を行う。
- (18) 看護婦宿舎の災害復旧事業について、2分 の1の国庫補助を行う。
- (19) 公園、街路、都市排水施設の災害復旧事業

について、10分の8の国庫補助を行う。

- (20) 改良住宅等の災害復旧事業について、10分の8又は3分の2の国庫補助を行う。
- (21) 警察施設の災害復旧事業について、3分の 2の国庫補助を行う。
- (2) 消防施設の災害復旧事業について、3分の 2の国庫補助を行う。
- (23) 鉄道の災害復旧事業について、4分の1の 国庫補助を行うとともに、補助要件の緩和を 行う。
- (24) 神戸港埠頭公社の岸壁等の施設の災害復旧 事業について、10分の8の国庫補助を行う。
- (25) 神戸市の港湾機能施設の災害復旧事業について、2分の1の国庫補助を行う。
- (26) 阪神高速道路の災害復旧事業について、10 分の8又は3分の2の国庫補助を行う。
- (27) 交通安全施設の災害復旧事業について、10 分の8の国庫補助を行う。
- (28) 工業用水道の災害復旧事業について、10分の8又は100分の45の国庫補助を行う。
- (29) 事業協同組合等の共同施設の災害復旧事業 について、販売施設を補助対象に追加すると ともに、2分の1の国庫補助を行う。
- (30) 卸売市場の災害復旧事業について、3分の 2又は2分の1の国庫補助を行う。
- (31) 商店街振興組合等の共同施設について、2 分の1の国庫補助を行う。
- 注) I (I)から(5)までの措置は、阪神・淡路大震災についての激甚災害法の特例として、適用地方公共団体の早期確定及び対象地方公共団体の拡大のため、特定被災地方公共団体(政令により、兵庫県、神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、津名町、淡路町、北淡町、一宮町、五色町、東浦町、緑町、豊中市が指定)に対して適用されている。
 - 2 「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」は、このような被災地方公共団体に対する特別の財政援助のほか、社会保険の加入者等に対する負担の軽減並びに中小企業者及び住宅を失った者等に対する金融上の支援等の特別措置を内容としている。

出典: 『防災白書』平成7年版 国土庁

3 地方財政措置

平成6年度第2次補正予算において、国税の減収に伴う地方交付税への影響額については、地方交付税の総額を第1次補正予算後の額に固定し、第2次補正では減額を行わない措置を講じるとともに、地方交付税の総額に特別交付税300億円を加算する措置を講じた。

さらに、地方債及び交付税について次の措置を 講じた。

(1) 災害復旧事業について

ア 激甚法及び特別財政援助法の適用対象となった事業

次の施設(庁舎等の公共施設を除く。)に係る事業について補助災害復旧事業債の対象とした。

- i 公共土木施設(河川、道路、港湾等)
- ii 農林水産業施設(かんがい排水、農林道等)
- iii 公立学校施設
- iv 都市施設(街路、公園等)
- v 社会福祉施設(県の市町村・社会福祉法人に 対する補助を含む。)
- vi 社会教育施設
- vii その他特別財政援助法対象事業
 - イ 阪神高速道路公団、神戸港埠頭公社、民間 鉄道事業者への地方公共団体からの補助金 新たに単独災害復旧事業債の対象とした。

ウ 公営企業に係る災害復旧事業

一般会計から特別の繰出しを行う制度を創設し、 それに基づく繰出金について単独災害復旧事業債 の対象とするとともに、公営企業会計で起こす災 害復旧事業債についても、その償還期限を10年か ら20年に延長することとした。

エ 単独災害復旧事業債に係る元利償還金

単独災害復旧事業債に係る元利償還金の交付税 措置率の引上げを図ることとした。

(2) 震災復興事業用地の先行取得事業について

阪神・淡路大震災の被害の甚大性等を考慮して、 震災地域の復興を図り計画的なまちづくりを推進 するため、特定被災地方公共団体(特別財政援助 法第2条第1項に規定する団体)における一定の 要件に該当する公共用地の計画的な先行取得事業 に対して発行される公共用地先行取得等事業債等 に係る金利負担の一部(2.5%相当)について、後 年度基準財政需要額に算入することとした。

- (ア) 災害発生年度である平成6年度のみでなく、 平成7年度においても歳入欠かん債を発行できる よう、「阪神・淡路大震災に対処するための特別の 財政援助及び助成に関する法律」に所要の規定を 設けた。
- (イ) 普通税のみならず、都市計画税及び事業所税 を新たに歳入欠かん債の対象税目に加えた。
- (ウ) 地方税等の減税等に係る減収額については、 その全額について歳入欠かん債の発行を許可する こととし、その元利償還金について府県は80%、 市町村は75% (いずれも従来は57%) を特別交付 税により措置することとした。

イ 災害救助事業

災害救助事業に対する国庫負担金(兵庫県の場合100分の80以上)を除いた地方負担額(100分の20以下、残りは国庫補助)の全額について災害対策債の発行を許可することとし、その元利償還金の95%を特別交付税により措置することとした。

ウ 災害清掃費(瓦礫処理)

地方負担額(2分の1、残りは国庫補助)の全額について災害対策債の発行を許可することとし、その元利償還金の95%を特別交付税により措置することとした。

平成6年度及び7年度補正予算等に おける阪神・淡路大震災対策

政府は、阪神・淡路大震災発生後、総力を挙げ て応急復旧対策を進めてきた。また、各種施設の 復旧に関し国が行う補助率のかさ上げ等の特例措 置や総額約1兆200億円に及ぶ平成6年度第2次 補正予算が成立したことなどにより、各種施策の 円滑な実施を図ってきた。

さらに、「阪神・淡路地域の復旧・復興に向けて の考え方と当面講ずべき施策」に示された復旧・ 復興施策を推進するための財政措置として、平成 7年度補正予算が5月19日に成立した。このなか で、阪神・淡路大震災関係経費として1兆4,000億 円を上回る経費が表3のように計上されている。

表3 平成7年度補正予算等における阪神・淡路大震災対策の概要

平成6年度第2次補正予算における阪神・淡路大震災等関係経費 10,223億円

平成7年度補正予算における阪神・淡路大震災等関係経費

14,293億円

平成7年度第2次補正子算における阪神・淡路大震災等関係経費 7,782億円

このほか、平成6年度予備費の使用[148億円]、平成7年度公共事業予算の配分重点化による措置[約1,300億円]等も 講じられている

	「阪神・淡路地域の復旧・復興に向けて の考え方と当面講ずべき施策」の項目	平成7年度補正予算	平成6年度第2次補	前正予算等
1	被災地における生活の平常化支援	466億円		1,293億円
		the systematics	(6年度予備費	148億円)
2	がれき処理	1,357億円		343億円
			(7年度配分重点化	21億円)
3	二次災害防止対策	127億円		96億円
			(7年度配分重点化	15億円)
4	港湾機能の早期回復等	3,671億円		1,199億円
			(7年度配分重点化	68億円)
5	早期インフラ整備	3,725億円		4,371億円
			(7年度配分重点化	495億円)
6	耐震性の向上対策等	465億円		198億円
			(7年度配分重点化	382億円)
7	住宅対策	969億円		869億円
			(7年度配分重点化	The property of the same of th
8	市街地の整備等	239億円		150億円
	120		(7年度配分重点化	62億円)
9	雇用の維持・失業の防止等	105億円		
		(ほか、労働保険特別会計		
	NAME OF THE PARTY	964億円)		0.0000000000000000000000000000000000000
10	保健・医療・福祉の充実	431億円		173億円
11	文教施設の早期本格復旧等	962億円		154億円
12	農林水産関係施設の復旧等	252億円		172億円
20127		73.11 (2019/20-page)2012	(7年度配分重点化	
13	経済の復興	1,184億円		609億円
14	復旧・復興を円滑に進めるための横断的施策	15億円		20.000
15	地域の安全と円滑な交通流の確保	24億円		66億円
16	防災対策	228億円	water and a second control of the second	65億円
		v.	(7年度配分重点化	90億円)
20	7.他	72億円		463億円

出典: 「時の動き」1995年9月号 総理府

第5編 復旧·復興対策

平成7年度補正予算は、瓦礫の7年度中の処理や 災害復旧事業についての単年度復旧を可能とする ことなど、応急・復旧をおおむね完了させるもの となっており、住宅などの復興施策についても現 時点で可能なかぎり必要経費を計上している。

また、平成7年度第2次補正予算では、7,800億 円にのぼる経費が計上された。

第6 関係法令の整備等

1 阪神・淡路大震災に係る法律

政府においては、阪神・淡路大震災の災害に伴 う今後の様々な問題に対処するため、社会・経済 的な支援、財政上の補正等について新たに、表 4 の法律を定めた。

表 4 阪神・淡路大震災に係る法律一覧

		所管省庁	閣議決定	成 立	公布・施行
法 9	地方税法の一部を改正する法律	自治省	2月17日	2月17日	2月20日
法10	災害被災者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律 の一部を改正する法律	大蔵省	2月17日	2月17日	2月20日
法11	阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特 例に関する法律	大蔵省	2月17日	2月17日	2月20日
法12	阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律	総理府国土庁	2月17日	2月22日	2月24日
法14	被災市街地復興特別措置法	建設省	2月17日	2月24日	2月26日
法16	阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助 成に関する法律	国土庁他	2月24日	2月28日	3月1日
法17	阪神・淡路大震災に対するための平成6年度における公債 の発行の特例等に関する法律	大蔵省	2月24日	2 月28日	3月1日
法18	平成6年度の地方交付税の総額の特例等に関する法律	自治省	2月24日	2月28日	3月1日
法19	阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長等に関す る緊急措置法	総務庁	2月24日	2月28日	3月1日
法20	阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共 事業への就労促進に関する特別措置法	労 働 省	2月24日	2月28日	3月1日
法25	阪神・淡路大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長 の選挙期日等の臨時特例に関する法律	自治省	3月3日	3月3日	3月13日
法31	阪神・淡路大震災に伴う民事調停法による調停の申立ての 手数料の特例に関する法律	法務省	3月7日	3月10日	3月17日
法42	阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会社の最低資本金の制限の特例に関する法律	法務省	3月14日	3月17日	3月24日
法43	被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法	法務省	3月14日	3月17日	3月24日
法48	阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特 例に関する法律の一部を改正する法律	大蔵省	3月24日	3月24日	3月27日
法49	地方税法の一部を改正する法律	自治省	3月24日	3月24日	3 月27日

出典: 『防災白書』平成7年版 国土庁

災害対策基本法及び大規模地震対策 特別措置法の一部改正

政府は、阪神・淡路地域の災害応急・復旧対策 に全力を傾注する一方、この大震災を教訓に防災 対策の全面的な見直しを図るため、防災問題懇談 会を設置して、我が国の防災体制の在り方につい ての検討を行うとともに、緊急を要する事項につ いて災害対策の最も基本となる災害対策基本法を 直ちに改正することとした。

今回の大震災では、車両の通行が著しく停滞し、 災害応急対策を実施する車両の通行に支障となり、 また消防ホースの上を車両が通行して無残にもホ ースが破損するという事態が随所でみられた。

この状況を考慮し、まず、災害時の緊急通行車 両の通行を確保するため、災害対策基本法の一部 を改正し、9月1日から施行された(「災害対策 基本法の一部を改正する法律」平成7年法律110 号)。

この改正では、都道府県公安委員会による災害 時の交通規制に関する措置を拡充し、車両の運転 者の義務、警察官、自衛官や消防吏員による緊急 通行車両の通行の確保のための措置などを定めて いる。

改正の概要は、次のとおりである。

- i 都道府県公安委員会による災害時における交 通の規制に関する措置の拡充(近接都道府県に おける規制、発災直前の規制、区域指定による 規制)。
- ii 通行禁止等が行われた場合の車両の運転者の 義務。
- iii 警察官による緊急通行車両の通行の確保のための措置(車両その他の物件の移動等の措置命令、強制措置など)。

警察官がいない場合に限り、自衛官及び消防 吏員はこの措置を講ずることができる。

- iv 国家公安委員会の関係都道府県公安委員会に 対する通行禁止等に関する指示。
- v iiiの強制措置に係る車両そのほかの物件の破損についての損失補償。

さらに、9月11日の防災問題懇談会の提言を踏まえ、12月8日に「災害対策基本法及び大規模地 震対策特別措置法の一部を改正する法律」(平成7 年法律132号)が公布された。

改正の概要は、次のとおりである。

災害対策基本法の一部改正の概要

- 1 総則
- (1) 地方公共団体の相互の協力 地方公共団体は、防災上の責務を十分に果 たすため、相互に協力するように努めなけれ ばならないこととすること。
- (2) 住民等の責務

地方公共団体の住民は、自ら災害に備える ための手段を講ずるとともに、自発的な防災 活動に参加する等防災に寄与するように努め なければならないこととすること。

- (3) 施策における防災上の配慮 国及び地方公共団体が特に実施に努めなけ ればならない事項に、以下の事項を追加する
 - ① 交通、情報施設等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項
 - ② 火山現象等による長期的災害に対する対 策に関する事項
 - ③ 地方公共団体の相互応援に関する協定の 締結に関する事項
 - ④ 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備その他国民の自発 的な防災活動の促進に関する事項
 - ⑤ 高齢者、障害者等に対する防災上必要な 措置に関する事項
 - ⑥ 海外からの防災に関する支援の受入れに

関する事項

- ⑦ 被災者に対する的確な情報提供に関する 事項
- 2 防災に関する組織
- (1) 中央防災会議
 - ① 非常災害対策本部の設置についての中央 防災会議への諮問を不要とすること。
- (2) 都道府県及び市町村の災害対策本部
 - ① 災害対策本部の設置についての地方防災 会議への諮問を不要とすること。
 - ② 災害対策本部に、現地災害対策本部を置くことができることとすること。
- (3) 非常災害対策本部
 - ① 非常災害対策本部及び現地災害対策本部 を設置するに当たり閣議を経ることを要し ないこととすること。
 - ② 非常災害対策本部に、非常災害現地対策 本部を置くことができることとすること。
 - ③ 非常災害現地対策本部長に対し、非常災害対策本部長の権限の一部を委任することができることとすること。
- (4) 緊急災害対策本部
 - ① 著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合において、災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、緊急災害対策本部を設置することができることすること。
 - ② 緊急災害対策本部長は、内閣総理大臣をもって充てることとすること。
 - ③ 緊急災害対策本部員は、緊急災害対策本 部長及び緊急災害対策副本部長以外のすべ ての国務大臣及び国務大臣以外の指定行政 機関の長のうちから内閣総理大臣が任命す る者をもって充てることとすること。

- ④ 緊急災害対策本部に、緊急災害現地対策 本部を置くことができることとすること。
- ⑤ 緊急災害対策本部長が、災害応急対策を 的確かつ迅速に実施するため特に必要があ ると認めるときに必要な指示をすることが できる対象に、関係指定行政機関の長等を 追加すること。
- ⑥ 緊急災害現地対策本部長に対し、緊急災害対策本部長の権限の一部を委任することができることとすること。
- 3 防災計画

防災基本計画で定める防災業務計画及び地 域防災計画において重点を置くべき事項につ いて、その概要に関する規定を削除すること。

4 防災訓練のための通行禁止等

都道府県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があるときは、必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限できることとすること。

- 5 災害応急対策
- (1) 被害状況等の報告
 - ① 市町村が都道府県に報告することができない場合の災害の被害状況等の報告先を内閣総理大臣とすること。
 - ② 市町村、都道府県等は、被害状況等の報告に係る災害が非常災害と認められるときは、当該非常災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に意を用いなければならないものとすること。
 - ③ 内閣総理大臣は、市町村、都道府県等から受けた報告に係る事項を、中央防災会議 に通報するものとすること。
- (2) 都道府県知事による避難の指示等の代行 災害の発生により市町村がその全部又は大 部分の事務を行うことができなくなったとき は、当該市町村の市町村長が実施すべき避難

の指示等の措置の全部又は一部を都道府県知 事が代わって実施しなければならないことと すること。

(3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権 限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、 災害が発生し、又はまさに発生しようとして いる場合において、市町村長等、警察官及び 海上保安官がその場にいない場合に限り、以 下の市町村長の職権を行うことができること とすること。この場合において、当該市町村 長の職権を行ったときは、直ちにその旨を市 町村長に通知しなければならないこととする こと。

- ① 警戒区域の設定、立ち入り制限・禁止、 退去命令
- ② 当該市町村の区域内の他人の土地等の一 時使用等
- ③ 現場の被災工作物等の除去等
- ④ 当該市町村の区域内の住民等を応急措置 の業務に従事させること
- (4) 災害派遣の要請の要求等
 - ① 市長村長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に自衛隊の災害派遣の要請をするよう求めることができることとすること。
 - ② 市町村長は、①の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛庁長官又はその指定する者に通知することができることとすること。この場合において、当該通知を受けた防衛庁長官等は、自主派遣をすることができることとすること。
 - ③ 市町村長は、②の通知をしたときは、速 やかに都道府県知事に通知しなければなら ないこととすること。
- 6 被災者の救助に係る海外からの支援の受入れについての緊急措置

災害緊急事態に際し法律の規定によっては 被災者の救助に係る海外からの支援を緊急か つ円満に受け入れることができない場合にお いて、国会が閉会中等のためその措置を待つ いとまがないときは、内閣は、当該受入れに ついて必要な措置をとるため、政令を制定す ることができることとすること。

大規模地震対策特別措置法の一部改正

- 1 地震災害警戒本部
- (1) 地震災害警戒本部員は、地震災害警戒対策 本部長及び地震災害警戒副本部長以外のすべ ての国務大臣をもって充てるものとすること。
- (2) 地震災害警戒本部が、地震防災応急対策等 を的確かつ迅速に実施するため特に必要があ ると認めるときにその必要な限度において必 要な指示を行うことができる対象に指定行政 機関の長等を追加すること。

3 消防組織法の一部改正

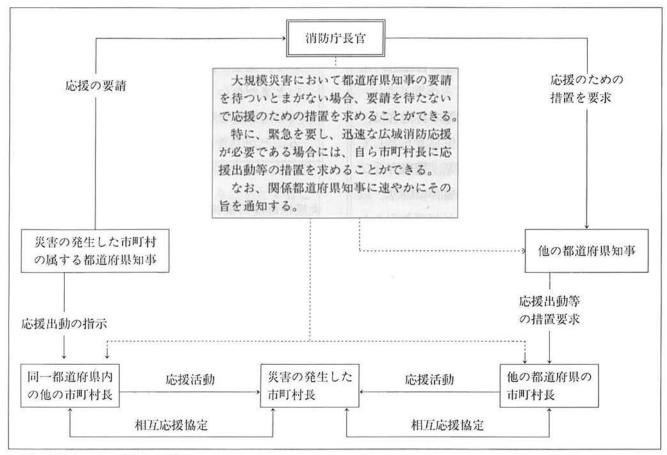
自治省消防庁では、阪神・淡路大震災での教訓 を踏まえ、甚大な被害に伴う大規模災害での緊急 を要する人命救助等のため、被災地へ迅速かつ大 量の救助部隊等を出動させ、組織的な消防の広域 応援を行う必要性があるとして、消防組織法の一 部を改正し、災害の規模等に照らし緊急を要する 場合等における消防の応援に関する特例を創設し て10月27日に公布・施行した。

改正の概要及び広域消防応援体制図は、図1の とおりである。

〈消防の応援に関する緊急時の特例の創設(第24 条の3関係)〉

i 消防庁長官は、災害の規模等に照らし緊急を 要し、都道府県の知事からの要請を待ついとま がないと認められるときは、要請を待たないで、

図 | 大規模災害時における緊急の広域消防応援体制の整備(消防組織法の一部改正)



注) 実線 (----) は現行の手続き 点線 (-----) は今回の改正による特例 消防庁資料より

災害発生市町村のため、他の都道府県の知事に 対し、消防の応援のため必要な措置をとること を求めることができるものとすること。

ii 消防庁長官は、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速にとる必要があると認められるときは、災害発生市町村のため、他の市町村の長に対し、応援出動等の措置をとることを自ら求めることができるものとすること。

4 緊急消防援助隊の創設

平成7年5月27日地震防災対策シンポジウム (神戸市)において、自治大臣より緊急消防援助 隊の構想を表明したところ、その趣旨に賛同し、 緊急消防援助隊に協力する消防機関の代表によっ て6月30日に発足式が挙行された。

この緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災で地 元消防本部、消防団はもとより、消防庁からの出 動要請を受けて、全国の41都道府県、451消防本部 から延べ約3万2,400人の消防職員が広域消防応 援活動を実施し、消火、救急、救助活動に従事し た経験を生かした部隊で編成されている。それに 伴う資機材の整備費など必要な経費を平成7年度 補正予算で計上した(補助金総額約22億5,000万 円。既に5月19日に成立、今後5カ年で計画的に 整備予定)。

緊急消防援助隊の目的は国内で発生した地震等の大規模災害時における人命救助活動等をより効果的かつ充実したものとするため、全国の消防機関による迅速な援助体制を整備することである。

なお、自治省消防庁では、緊急消防援助隊要綱

を10月30日に制定・施行した。

緊急消防援助隊の概要は次のとおりである。ま た、その出動体制は図2のとおりである。

〈緊急消防援助隊の基本的な仕組み〉

i 設置

緊急消防援助隊は、その設置に協力する市町村 (東京都特別区を含む。) に設置される。

ii 任務

緊急消防援助隊は、指揮支援部隊、救助部隊、 救急部隊、消火部隊及び後方支援部隊から構成さ れ、国内における大規模災害(当該災害が発生し た市町村の属する都道府県内の消防力をもってし てはこれに対処できないものをいう。)の発生に際 し、消防庁長官の要請(消防組織法第24条の3に 規定する所要の手続きによるもの) によって出動 し、被災地に係る市町村長の指揮の下に、次に掲 げる活動等を任務とする。

i) 指揮支援部隊

大規模災害の発生に際し、ヘリコプター等で 速やかに被災地に赴き災害の規模、現地消防本 部の活動状況等を収集し、応援出動の必要性を 消防庁及び関係のある地方公共団体の機関に連 絡するとともに、被災地における緊急消防援助 隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動 を行う。

ii) 救助、救急部隊

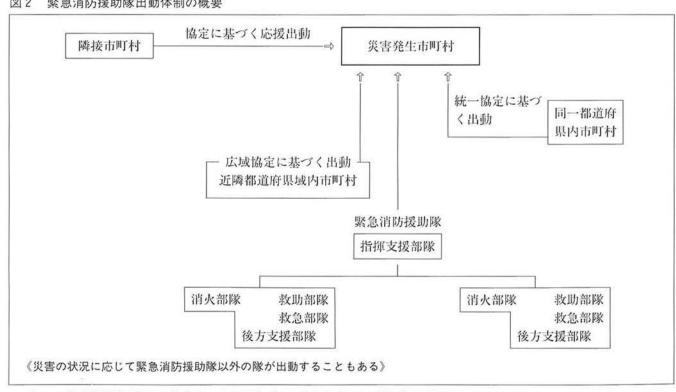
高度な資機材を携行して被災地に急行し、連 携して人命救助活動等に当たる。

iii) 消火部隊

近隣都道府県域からの応援部隊によって必要 なポンプ車等を確保し、速やかな消火活動等に 当たる。

iv) 後方支援部隊

図2 緊急消防援助隊出動体制の概要



- 注) | 緊急消防援助隊は、被災地の市町村長(又は委任を受けた消防長)の指揮の下に活動する。
 - 2 指揮支援部隊は先行調査のためヘリコプター等で速やかに被災地に赴く。
 - 3 緊急消防援助隊の交替要員又は必要物資等の搬送等の用に供するため必要があるときは、全国の消防・防災へり コプターによる広域航空消防応援を実施する。
 - 4 自衛隊機等による部隊の輸送等、緊急消防援助隊は、関係行政機関との連絡調整を行いつつ活動する。
 - 5 緊急消防援助隊は、被災地において救命医療活動を行う医師等と連携して行動するよう努める。

出典: 『消防研修』1995年 第58号 消防大学校

第5編 復旧·復興対策

救助、救急部隊等の活動を支援するために必要な補給物資や給水等の機能を備えた支援車を 輸送する。

iii 編成

緊急消防援助隊の部隊の単位は、指揮支援部隊、 都道府県隊(大隊)、部隊(中隊)及び隊(小隊) とし、それぞれ指揮支援部隊長、都道府県隊長、 部隊長、隊長が各単位の部隊の長となる。

i) 指揮支援部隊

指揮支援部隊は、全国を8つのブロックに分けた災害発生地域別に編成するものとし、その地域の区分並びに当該地域に係る部隊長及び隊員の所属する消防本部をあらかじめ定めておくこととする。この隊員は、原則としてヘリコプターを有する消防本部の管理職員をもって充てることとする。

また、消防庁長官は、消防庁と緊急消防援助 隊との連絡調整活動の適切な遂行を図るため、 必要に応じ指揮支援部隊と行動を共にする消防 庁職員を被災地に派遣する。

ii)都道府県隊

都道府県隊は、当該都道府県の区域内の市町村に設置された救助部隊、救急部隊、消火部隊及び後方支援部隊をもって編成する。ただし、消防庁長官は、必要があると認めるときは、はしご隊、照明隊等特殊な消防業務に従事する消防隊を編成に加えることができる。

また、都道府県内の消防機関は、その協議により、当該都道府県隊の出動に関する連絡調整を行う代表消防機関を定めるものとし、当該都道府県隊長には、代表消防機関の消防職員を充てる。

iii) 救助部隊

原則として、各都道府県ごとに、専任の特別 救助隊の中から、2隊(東京都及び政令市を含 む道府県においては4隊)以上を選定し、消防 本部ごとの隊数を消防庁に登録するものとする。 この救助部隊には、救助工作車III型(救助工作車II型に四輪駆動、前後引きウィンチ、屋上油圧上昇式発電照明設備、車載無線機等を加え、一般用救助資機材の他に高度救助用資機材を積載できるスペースを備えたもの)及び高度救助用資機材(ファイバースコープ、サーチカム、地中音響探知器、熱画像直視装置、夜間用暗視装置、電磁波による要救助者探査装置等)を備えることとする。

iv) 救急部隊

原則として、各都道府県ごとに、救急隊(救 急救命士を含む。)2隊(東京都及び政令市を含 む道府県においては4隊)以上を選定し、消防 本部ごとの隊数を消防庁に登録するものとする。

この救急部隊には、災害対応型特殊救急自動車(四輪駆動の高規格救急自動車)及び高度救命用資機材を備えることとする。

v) 消火部隊

原則として、発災当日に災害の状況に応じ、 近隣都道府県域からの応援部隊によって必要な 水槽付ポンプ車、化学車等が確保できるように、 都道府県ごとに出動可能部隊数を確保し、その 隊数を消防庁に報告するものとする。

なお、消火部隊について、救助部隊等と異なり、消防庁への登録制としなかったのは、全国 的な配置状況からみて比較的偏在が少ないこと と、救助、救急活動に先立ちまず消火活動が必 要であることから、できるだけ多くの部隊を近 隣都道府県域から出動する体制にしておくとい う点を考慮したことによる。

vi) 後方支援部隊

原則として、各都道府県ごとに、1隊以上の 支援隊を確保し、消防本部ごとの隊数を消防庁 に登録するものとする。

この後方支援部隊には、救助部隊、救急部隊 等が、被災地において現地消防本部に負担をか けることなく自給自足できるように必要な補給 物資等を積載するとことができ、かつ、給水等 の機能を有する支援車を備えることとする。

また、後方支援部隊の支援能力は、おおむね被災地到着後72時間を目途とする。これは、要救助者の生存能力を考慮すると、発災後3日間の救援活動に全力を挙げるべきであるということと、3日も経れば、第2次の支援部隊による補給活動が可能になるからである。

なお、総合的な広域防災応援の可能性を考えると、後方支援部隊には、現地での情報収集等を行う都道府県の消防・防災主管課の職員も同行することが望ましいものと思われる。

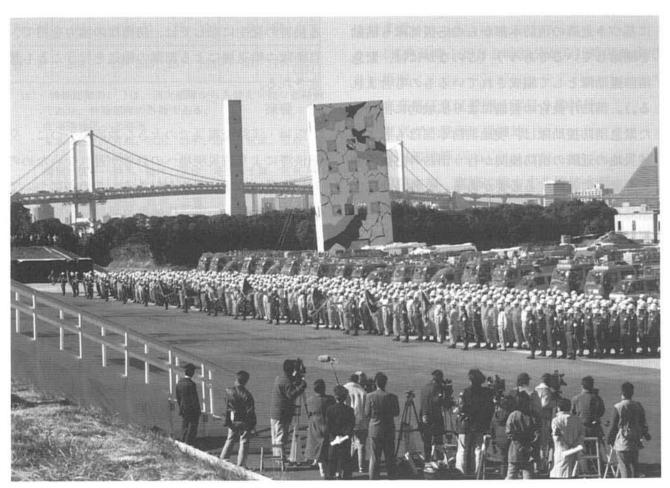
iv 出動等

- i)緊急消防援助隊の出動に必要な情報に関して は、消防庁、都道府県及び市町村の消防機関等 の間で、相互に緊密な連絡をとる。
- ii) 大規模な災害の発生に際しては、まず、当該

被災地を担当地域とする指揮支援部隊がヘリコプター等で先行調査のため、被災地に赴き、災害の状況、現地消防本部の活動状況、必要な応援部隊の規模等について消防庁及び被災地に係る都道府県等に連絡する。被災地に係る災害情報ルートはこれだけではないが、緊急消防援助隊の部隊運用に当たる指揮支援部隊からの情報は、消防庁長官が、緊急消防援助隊の出動を要請するべきか否かを判断する際の重要な要素となることは間違いない。

なお、消防庁長官から緊急消防援助隊への出動要請は、消防組織法第24条の3の手続きに従い、被災地に係る都道府県知事から消防庁長官への要請を受けて行われることとなる。

iii) 消防庁長官は、緊急消防援助隊の出動の必要 が生じた場合において迅速かつ適切に活動する ことができるように、あらかじめその出動計画



大規模災害に対する緊急消防援助隊への期待は大きい

第5編 復旧·復興対策

を策定する。この策定に当たっては、部隊運用 の任に当たる各指揮支援部隊長及び指揮支援部 隊を構成する職員と協議し、災害の発生地域と 想定された地域に係る都道府県知事や市町村長 と密接に連絡調整を行うこととなる。さらに、 計画策定後も、常に災害に関する情報を収集し、 出動に関する準備を整えておくことが肝要であ る。

また、各都道府県隊にあっては、想定される 出動方面別に集合場所等を定めた実施計画を進 めておく必要がある。

なお、大規模な災害の発生に際しては、その 発生場所及び規模等をあらかじめ策定された出 動計画に照らすと出動が予想される消防機関は、 速やかに緊急消防援助隊の出動の準備を行わな ければならない。

iv)最も早く被災地に出動するのは、現地消防本部の消防隊、救急隊であろうし、相互応援協定に基づき近隣の消防本部からの応援部隊も活動を開始しているであろう(このなかには、緊急消防援助隊として編成されているものも含まれる。)。消防庁長官の要請により広域的に出動した緊急消防援助隊は、現地消防本部はもとより被災地の近隣の消防機関が行う消防の応援活動とも緊密に連携する必要がある。この場合に、緊急消防援助隊の指揮支援部隊長は、緊急消防援助隊の運用を行うとともに、現地消防本部の消防長の指揮活動の補佐をすることになるので、この点を十分留意した指揮の助言及び部隊運用を行わなければならない。

〈関係機関との連携〉

緊急消防援助隊の出動等に関しては、関係機関 と適切な連携を図ることが重要であるが、その主 なものとしては、次のような事項が想定される。

i 医療救護班

災害現場において要救助者が救助された場合、

当該者が負傷していた場合には、担架等で負傷者 を選別(トリアージ)する場所に運び、軽症、中 等症、重症、死亡等に分類することとなる。搬送 の優先順位としての分類は救急隊員が行うことが できるが、医師が分類を行えば治療の優先順位と もなる。また、救急救命士が行う特定の高度な救 命処置については、医師の具体的な指示が必要と されており、災害現場における医師等の連携した 行動が求められる。

このような災害現場での救命医療を行う医師等 との連携を救助活動の初期の時点から行うために は、これらの医師等の同乗のうえ出動することを 検討する必要がある。

ii 自衛隊

特に、初期の救助活動等の場面等において、自 衛隊と協力して活動することの重要性は言うまで もない。さらに、通常の交通手段によっては、迅 速な出動が行えないことが子想される地域におけ る災害の発生に際しては、防衛庁の協力を得て、 自衛隊の輸送機による部隊の輸送を行うことも想 定される。

iii 警察

阪神・淡路大震災での大きな教訓の一つに、交 通渋滞により被災現場への到着が遅れないための 対策をどのようにするかがある。この点について は、警察庁において、広域緊急援助隊が整備され、 その交通対策班が緊急交通路の確保及び消防自動 車等緊急車両の先導等に当たることとされている。 災害現場での協力が必要なことはもちろんである。 iv 応急手当ボランティア

消防機関の行う応急手当の普及講習を修了し、 負傷者に対する応急手当を行うボランティアとし て協力していただける方を事前に登録し、災害時 において効果的な活動が行えるような仕組みを検 討する。 〈緊急消防援助隊の編成結果と合同訓練〉

i 編成結果

緊急消防援助隊の編成作業については、9月5 日付けで消防庁への登録が完了したところであり、 その具体的内容は、次のとおりである。また、援 助隊地区別編成については表5のとおりである。

表 5 緊急消防援助隊地区別編成表

(平成7年9月5日現在)

			登 弱	普	3 隊	数			他の 教数
地区	4名	消 防 本部数	指揮支 援部隊	計	救助 部隊	救急 部隊	後方支 援部隊	消火部隊	特殊部隊
北洋	ī道	3		9	4	4	1	62	5
東	北	28		41	16	18	7	81	10
関	東	51		101	39	46	16	265	57
東	海	15		22	10	9	3	59	(25)
東边	£畿	27	13	45	20	18	7	85	14
近	畿	20		40	17	20	3	79	14
中	K	19		34	14	15	5	50	(8)
[]	$[\mathbf{E}]$	14		20	8	8	4	25	2
九	州	31		51	22	20	9	68	(4)
合	計	208	13	363	150	158	55	774	117 (37)

注) 特殊部隊の()は、消火部隊から入替え可能な部隊数 であり、特殊部隊の外数である。

北海道地区…北海道

東北地区……青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島、新

関東地区……群馬、栃木、茨城、埼玉、千葉、東京、神 奈川、山梨、長野、静岡

東海地区……愛知、岐阜、三重

東近畿地区…富山、石川、福井、滋賀、京都、奈良、和 歌山

近畿地区……大阪、兵庫

中国地区……岡山、鳥取、広島、島根、山口

四国地区……香川、徳島、愛媛、高知

九州地区……福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿 児島、沖縄

消防庁資料より

i) 消防庁登録部隊(各都道府県域ごとに隊を編 成し、全国から集約的に出動)

208消防本部 376隊(交替要員を含め約4,000 名規模)

(内訳)

指揮支援部隊 13隊 救助部隊

150隊

救急部隊

158隊

後方支援部隊

55隊

ii) 県外応援可能部隊(近隣都道府県において必 要部隊数を確保)

891隊 (交替要員を含め約1万3,000名規模) (内訳)

消火部隊

774隊

特殊部隊 (はしご隊、照明隊等)

117隊

iii) 総計1,267隊 (交替要因を含め約1万7,000名 規模)

ii 合同訓練

緊急消防援助隊の設置に協力する消防機関が参 加し、東京において大規模な都市型災害が発生し た場合を想定して、倒壊ビルや崩壊地下街等から の救出等本番さながらの合同訓練を実施した。

i) 日時

平成7年11月28日(火)午後から翌29日(水)12時00

(式典日時:29日9時30分から12時00分まで)

ii)場所

東京都江東区豊洲6丁目3番16号 東京ガス豊洲工場跡地

- iii) 参加部隊等
 - ・消防本部 訓練に協力する消防本部
 - 100隊以上(ヘリコプターを含む。) 車両等
 - · 参加人員 1.500名程度
- iv) 主な訓練項目
 - 情報伝達訓練及び野営訓練等
 - ・地震による建物倒壊、ビル座屈、高速道路崩 壊、地下街崩壊等からの救出救助要領
 - ・大規模事故によるガス漏れ、列車事故の応急 処置及び救助救出要領
 - ・危険物火災による化学車放水及び市街地火災 による遠距離送水要領

施設等の復旧状況

今般の阪神・淡路大震災は、我が国における社会的な諸機能が高度に集積する都市 を直撃した初めての都市直下型地震であり、発災後における各種の応急活動を迅速か つ的確に展開する行政機関などの中枢機能が自ら被災するとともに、応急・復旧活動 に必要不可欠な交通路、港湾施設等のインフラ施設、水道・電気・ガスのライフライ ン施設等、各種の機能が著しく損壊した災害であった。

供給・処理ライフライン 第 1 施設の復旧状況

上水道施設。下水道施設

上水道施設では、震災直後、兵庫県、大阪府等 の 9 府県68市町村の水道事業及び 3 水道水供給事 業の水道施設が被災し、約127万戸が断水した。翌 日までに復旧した地域を除く9市5町においては

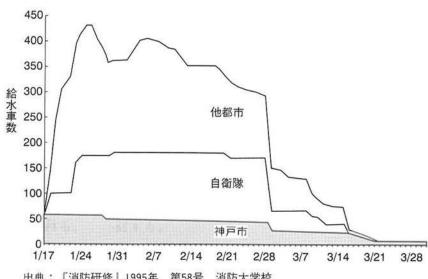
断水が継続した。このため、被災 水道事業者は、全国43都道府県の 209水道事業者・水道用水供給事業 者から約1万8,000名の応援を得 て仮復旧に当たり、2月末をもっ て漏水箇所の仮補修や仮設配管等 により仮復旧がほぼ終了した。

その後、倒壊家屋の多い地区等 については、瓦礫の除去等の進展 に応じて順次復旧工事を行った結 果、4月17日に復旧が完了した。

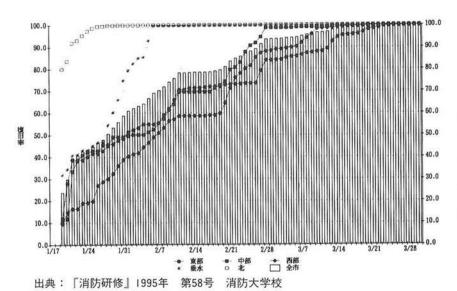
神戸市の復旧経過についてみて みると、地震発生当日に災害時の 相互援助に関する覚書に基づいて、大都市に応急 給水支援を要請した結果、当日の夕方には避難所 となっている170校の小学校を中心に応急給水を 開始した。翌18日には、海上自衛隊、海上保安庁 等の給水船での応急給水も開始された。全国から 数多くの応援を得て、図3に示すように応急給水 は行われた。ピーク時には83都市や自衛隊等から の応援を含めて432台の給水タンク車が応急給水 に当たった。

やがて、通水した地域には消火栓等に仮設給水

図3 給水車数の推移



出典: 「消防研修」1995年 第58号 消防大学校 栓を設置し、そこでは常時給水ができるように体制を整えていった。図4のように、通水率は全市的にみると、11日後の1月28日に50%を超え、2月28日には家屋倒壊、道路陥没の著しい地域や臨図4復旧率(通水率)の推移



夜を徹して復旧作業は進められた

海部を除いてほぼ復旧した。3月末には港の倉庫 等の一部を除いて市内全域で応急復旧を終えた。

工業用水道施設は、最大時で251 社の受水企業 が断水となったが、近隣の工業用水道事業体の協

> カにより復旧作業が行われた結果、 4月10日午後に神戸市が復旧した ことにより、被災したすべての工 業用水道が復旧した。

下水道施設では、処理能力に影響の生じた8処理場のうち、7処理場については早期に仮復旧作業を行った。神戸市東灘処理場においては、処理施設の一部及び送水管が破損したため、水処理を行うことができなくなったため、隣接する運河内に仮設沈殿池を設置するなどの措置を実施した。5月1

日に仮復旧を完了し、通常の処理を再開している。 被災管渠については、土砂の除去、バイパス管 の設置等により、当面の流下機能を確保し、並行 して目視による一次調査を実施するとともに、引 き続きテレビカメラ等による二次調査を実施した。

2 電力供給施設

関西電力では、地震発生直後より、安全な系統から順次切替送電を行い、発災直後約260万軒であった停電件数は1月17日午前7時30分には、約100万軒まで減少した。その後、被害設備の早期復旧に取り組んだ結果、図5のように1月23日には応急送電が完了し、電気の供給はほぼ可能な状態となった。

各給電所においては、地震発生直後直ちに系統 監視盤等により系統状況を把握するとともに、緊 急時処置を行い事故復旧にかかった。このとき、 給電対向電話は通話可能状態であり、自動給電設 備等は正常に作動していたので、系統情報は入っ てきたが、事故状態変化量が多かったためすべてを把握できなかった。

電気所の事故状況は、事故が広 範囲なためか保護継電器 (Ry) 動 作状況等が断片的にしか入ってこ なかった。供給力については、事 故発生が5時46分と需要の少ない 時間帯ということもあり余裕があ った。そのため、停電負荷への送 電は可能なところから順次実施し た。

火力発電所については、運転又

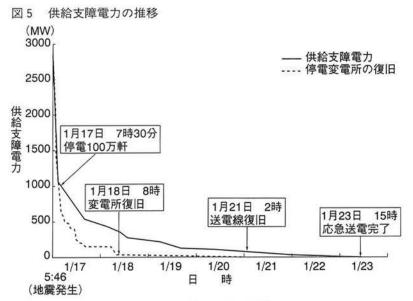
は起動中に主要電気工作物やその他電気工作物が 被害を受けて停止した8ユニットのうち、姫路第 2発電所2号機と尼崎東発電所2号機は1月18日、 尼崎東発電所1号機は1月19日、堺港発電所2号 機は1月20日、三宝発電所1号機が1月23日、大 阪発電所4号機が1月22日、同1号機が1月23日、 同3号機が1月27日までに必要な損傷箇所の修理 を行って仮復旧した。

設備の健全性確認のため設備メーカーにも巡回 点検を依頼し、被害が比較的大きく復旧を急がな ければならない発電所を優先して、1月17日から 2月3日までの間に順次点検した。

変電設備に被害を受け、供給支障が発生した変 電所は18変電所で、その大半は負荷を隣接変圧器 又は他系統へ切り替えることにより応急処置を行 ったが、処置が困難であった葺合変電所について は移動用変圧器を設置して応急復旧を行い、1月 18日にはすべての変電所において電気の供給が可 能な体制をとることができた。

主要変圧器44台については、被害箇所の点検修 理後、電気試験、ガス分析等を行い安全性を十分 確認した上で順次運転を再開した。

送電線路では、鉄塔の被害箇所については、余 震による地崩れ等の拡大により送電に支障をきた



出典: 『阪神・淡路大震災復旧記録』関西電力㈱

す恐れのあるものなどに対して、速やかに支線設置や部材補強、仮鉄柱による復旧措置を行い送電を行った。その他の被害鉄柱についても、被害の程度に応じて支線取付け等の補強措置を実施した。さらに、系統状況及び梅雨時期、発雷、台風等の自然条件を勘案し、順次鉄塔立替等による本格復旧を行った。

送電不能となった線路のうち、甚大な被害を受けた神鋼灘浜線については、別ルートにより応急復旧し、1月21日仮送電を行った。また、管路の点検を実施するとともに、管路損傷箇所の修復を行い、CVTケーブルに引き替え、3月10日に1回線を復旧、さらに、4月12日に全2回線の本復旧を完了した。

配電設備については、本格復旧に伴う工事内容 として、梅雨時期の豪雨等による被害拡大防止の ため、軟弱地盤箇所の傾斜柱や沈下柱の改修工事、 傾斜した計器の改修や破損した計器ボックスの取 替工事を行った。

また、台風等による被害拡大防止のための引込 線等の改修、支持物の再点検による不良設備の改 修工事等、さらに、仮復旧より継続して仮設住宅 及び工事用電源への供給工事を行った。

通信設備においては、地震発生後より回線が不

通になっているものについて、ケーブル敷設及び 迂回ルートにより回線を構成し、1月21日に応急 復旧が完了した。また、架空通信ケーブルは、3 月25日に仮復旧が完了した。

情報処理設備の分散系の復旧については、1月 20日から新北情報処理センター2号機を代替使用 して神戸分散を模擬し対応した。また、端末系の 復旧については、被害のあった場

所から仮事務所への移設を行った。

給電所・制御所では、神戸支店 社屋の一部損壊により、給電所シ ステムの移設を行った。

3 ガス供給施設

都市ガスについては、震災直後、 二次災害防止のため直ちに大阪ガ ス管内約84万5,000戸でガスの供 給が停止された。また、供給停止 以外の地域からはガス漏れの通報

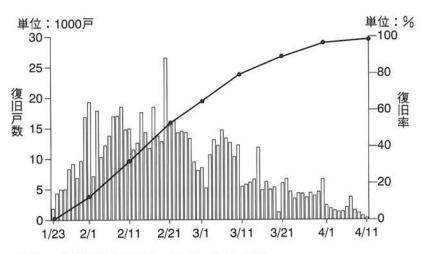
が殺到した。震災後、1カ月半ですべての地域で 供給を開始する予定であったが、以下の理由で復 旧作業が遅れた。

- ●雨水、水道管の破損等による導管への予想以上 の水の流入
- ●多数の家屋倒壊、道路の瓦礫、道路の破損による復旧隊の移動や道路の掘削の遅れ
- 多数の路上駐車による道路の掘削の遅れ
- 交通渋滞
- ●地中埋設導管の被害状況の把握、漏洩箇所の特定、修繕に多大な時間を要したこと

このため、大阪ガスは神戸市、宝塚市、芦屋市、明石市、西宮市、川西市、伊丹市、尼崎市の各災 害対策本部へ避難所用としてカセットコンロ11万 2,500台、ボンベ52万500本を提供した。また、大 阪ガスと㈱兵庫県プロパンガス保安協会は、代替 燃料として一時的にLPガスを使用する一般家庭 や避難所に対し、LPガス容器の使用上の注意に関する文書を作成・配布し、安全な取扱いの周知徹底を図った。

大阪ガスは、他の事業者からの応援も含め、最 大時約9,700名で復旧に当たった。その結果図6の とおり復旧し、4月20日までに、不在需要家を除き、 導管若しくはボンベによるガス供給を開始した。





出典: 『消防研修』 1995年 第58号 消防大学校

プロパンガスについては、被災した約39万7,300 世帯のうち、家屋の全壊等により使用不可能になった世帯を除き、安全点検を実施しないと使用できない世帯が28万6,950世帯あった。

関兵庫県プロパンガス協会は、二次災害防止、 設備の安全点検等に着手するとともに、一般住民 からの電話相談窓口を開設した。復旧は、販売事 業者が保安センター (消費設備の調査を販売事業 者の委託を受けて行う団体) や他地域の事業者等 の協力を得て、家屋の全壊などにより使用不能に なった世帯を除き、1月31日までに復旧が完了し た。

なお、兵庫県では、都市ガスの復旧作業の難航 に伴うLPガス容器及びカセットボンベの普及に 対応し、2月3日、使用済みLPガス容器及びカセ ットボンベの取扱いについて、各市町災害対策本 部に通知し事故防止を図った。

第2 情報関連施設の復旧状況

1 通信施設

震災直後の電気通信関係では、最大時には30万を超える加入電話に障害があった。NTT神戸支店では、電源切れ等により7台の交換機が稼動不能となり、その結果、最大28万5,000回線が不通となった。神戸地域の加入回線数は約144万回線であるが、その20%近くが不通となったものの、家屋の倒壊によるものを除き、1月末までにおおむね復旧した。

NTTのバックアップ電源は、長時間の停電によって途絶したが、地震発生の翌日、被災した交換機はすべて機能を回復した。同じく、翌日には神戸市内に衛星無線車4台及び昨年夏にNTTが開発したポータブル衛星通信地球局2台を配備し、特設公衆電話を避難所41カ所に496台設置した。最終的には、聴覚障害者向け臨時ファックス等も含め、842カ所、約2,864台へと拡大した。

また、通信ケーブル、電柱などの復旧作業については、道路が寸断されているため物資の輸送が困難であったが、海底ケーブル敷設船とヘリコプターを駆使し、物資の搬送に当たった。さらに、道路の復旧作業や倒壊した建物の撤去作業によってケーブルの切断が増加したが、1月31日までにおおむね復旧した。その後、未復旧の回線については、家屋の復旧等に伴って寄せられる修理依頼に合わせて、NTTでは従来どおり113番で速やかに対応した。

被災直後、神戸では113、116番共に建物の被害 や試験台等の大破で機能が麻痺していたが、建物 を移転し、業務用電話回線で113番再開に向けて作 業を開始した。さらに、突貫工事を進めながら1 台ずつ試験台を増設し、迅速な回復を図った。そ の後、回復と同時に問い合わせの殺到が予想され



|本|本つないでいくことから始まる

たため、臨時の受付サポートセンターを開設し、 1日最大4万コールを超える問い合わせに即応し た。

NTTでは、応急復旧のために1月末までに現地の3,000名に加え、全国から4,000名を毎日平均的に投入した。2月から3月末にかけては、本格的な設備復旧に向け、全国から2万名を動員した。

また、移動通信用基地局については、最大時145 局の基地局に障害が発生したが、3月7日にはす べての基地局が復旧した。さらに、専用回線につ いては、家屋の倒壊によるものを除き、最大時に は約4,000の専用回線に障害を及ぼしたが、1月中 にはすべて復旧している。

加入電話の中継伝送路障害については,表6のとおりである。

一方、衛星通信ネットワークの兵庫県庁局では、 地震発生と同時に関西電力からの給電が止まり、 庁舎非常用発電機が起動したが、地震により冷却 水槽が転倒し発電機の冷却水が途中で断たれたた め、発電機が停止し、通信機器への給電が止まっ た。地震直後から県庁局が停止していた間も、県 機関・市町・消防本部相互間では通信可能であっ たが、通信機器のある建物の損壊により西宮市役 所、NHK神戸、第五管区海上保安本部の通信が不 能となった。また、関西電力の長時間停電により 非常用発電機の燃料切れのため、西神戸庁舎の通 信が停止した。その後これらの局については、各

表 6	加入	電話の	中継伝記	关路障害的	の復旧状況
-----	----	-----	------	-------	-------

種別	障害箇所	仮 復 旧	復旧
NTT	長距離伝送 4 区間 ①大阪~神戸大開間 ②大阪淡路~広島仁保間 ③神戸大開~姫路間 ④大阪淡路~神戸大開間	約7割の回線について迂回 ルートで対応 当日中に仮復旧を完了	1月24日、全区間復旧完了
日本テレコム	大阪~西宮間	地震発生当日中にバックア ップ回線で対応	1月24日、復旧完了
日本高速通信	大阪~岡山間	1月29日までに全回線をバックアップ回線で対応	3月20日、暫定ルートによ る復旧を完了
大阪メディアポート	大阪~西宮間	発生当日に別ルートで対応	1月25日、復旧完了
携帯、自動車電話基地局、 無線呼び出し基地局			1月24日、おおむね復旧完 了

事務所の復旧に伴い通信機能も回復した。

緊急連絡体制等の整備を行い、衛星通信ネットワークの正常運用の確保のために、余震対策として衛星通信設備専用の非常用電源設備を新たに設置することとした。さらに、県庁局のバックアップとして、1月17日から衛星車載局を県公館東側に待機させ、建物損壊による通信機能の代替局として、可搬タイプのVSAT局を県庁局に配置するなど、バックアップ体制の充実を図った。

郵政事業関係では、兵庫県下の普通郵便局58局のうち使用不能により解体した局は神戸港1局、一部損傷局は神戸中央と長田の2局で、特定郵便局762局のうち全壊等で建替えが必要な局15局、その他大幅な修復を要する局が12局であった。

業務運行の状況は、3月17日現在、普通局の窓口業務不可能な局は、神戸市内の1局(神戸港)、特定局の窓口業務不可能な局は、神戸市、阪神地区の16局であった。取集業務は1月20日以降全局で執行している。配達業務は速達配達が1月20日以降全局で執行されており、通常配達については1月31日以降全局で執行している。

2 放送施設

地震発生後、放送の継続は確保できたものの、 いくつかの放送局舎等に被害があった。

NHKでは、親局に障害はなかったが、NHK神戸放送会館の建物が損壊したため、1月28日に近傍の仮設演奏所に移転した。また、中継局では、兵庫県内の中継局7局が停波したが、いずれも1月19日には復旧した。

民間放送事業者については、いずれも親局に障害はなかったものの、1月22日にラジオ関西の入居する建物に避難勧告が出され、隣接する別館に移転。その後、3月1日に仮設演奏所に移転した。

CATV事業者についても、7施設で停波したが、いずれも1月17日に送信を再開した。しかしながら、電柱の倒壊や火災による伝送路の切断・焼失等により、阪神・淡路地区の約2,600施設のCATV施設のうち、約1,700施設に被害があり、3月17日現在で約800施設が復旧作業中であった。

3 報道関係施設

地元の神戸新聞社では、三宮にある神戸新聞会 館ビルは、かろうじて外観をとどめたものの、内 部は被害が大きかった。コンピュータシステムが 破壊、自家発電装置も壊れ、電話も2本しか残っ ていなかった。本社屋は危険なため立ち入りでき ず、自力での新聞発行は全く不可能となった。

1994年(平成6年)1月、神戸新聞社は京都新聞社との間に、災害で新聞発行が不可能になったときに協力し合う相互援助協定を結んでいたため、京都新聞社に震災当日の夕刊の紙面作成を依頼した。神戸新聞社では、1月25日以降、中央区の臨海部にあるビルの一室に臨時編集局を置いて、取材活動を続けた。

京都新聞社では、編集局に専用の机を3台置き、

ニュースデスク部員を専任で配置した。提供できる記事を用意し、点検が済み次第すぐに夕刊ができる態勢をとった。制作局も、紙面3ページ分の大組みができる機械と人員を配置した。20時に刷り上がった新聞はわずか4ページであったが、それでも通常と同じ約28万部を発行。以来、同様の形で朝夕刊を出し続け、24日付朝刊は12ページとなった。

第3 交通関係施設等の復旧 状況

1 道路

地震発生直後、名神高速道路、中国自動車道、



主要道路を重点に復旧が進められた

阪神高速道路、直轄国道で27路線36区間あった交通止め区間については、一般車両ないしは緊急車両用として逐次交通開放を行っており、3号神戸線(武庫川~月見山)を除き、順次交通を確保した。主な復旧状況は、表7のとおりである。

表 7 道路の復旧状況

X	分	区	間	復	IH
阪神高速道路		神戸線 月見山~	-武庫川	平成 8 4	F内の見込み
		湾岸線		平成74	F7月1日
		北神戸紀	泉	"	1月26日
名神高速	k道路	西宮~府県境		n	4月20日
第二神吗	月道路	伊川谷~	-須磨	"	1月28日
		西宮北~	- 府県境	"	1月27日
国道435	子線	西宮~岩屋		11	1月17日
国道2号線 若宮~岩屋		"	1月17日		

国道2号線は1月17日に復旧し、生活・復興関連物資輸送ルートとして確保。国道43号線は1月30日より4車線確保、4月29日より復興物資輸送ルートとして6~20時に使用されている。県道、市町村道については、区役所等救援拠点までの緊急支援物資の輸送ルートをはじめとする主要なルート(神戸市等阪神地域における380km)については、重点的に復旧を進め、障害物の除去はおおむね完了した。

2 橋 梁

橋梁の被害は、ポートアイランドや六甲アイランドの人工島と本土を結ぶ橋梁に多く被害が出たが、仮道路の設置や暫定的に供用するなどの復旧作業が進められた。

主な橋梁の復旧状況は、表8のとおりである。

表 8 橋梁の復旧状況

摩耶大橋	平成7年8月1日より本格供用		
神戸大橋	上下2車線ずつ暫定供用中。本格復旧のため 桟橋形式で仮道路を設置。		
六甲大橋	上下2車線ずつ暫定供用中。供用期間は平成 7年8月1日から平成8年8月末までの予定。		

3 鉄 道

鉄道関係の被害はJR西日本、阪急電鉄、阪神電鉄、神戸市交通局、神戸高速鉄道など合計13社において不通など大きな被害が発生したが、復旧作業は予定よりも繰り上がった。

各鉄道の復旧状況は表9のとおりである。8月 23日に復旧した神戸新交通ライナーをもって、す べての鉄道が復旧した。

表 9 鉄道の復旧状況

鉄 道	復旧日 (平成7年)
JR山陽新幹線	4月8日全線復旧
JR神戸線	4月1日全線復旧
阪急電鉄	6月12日全線復旧
阪神電鉄	6月26日全線復旧
神戸高速鉄道	8月13日全線復旧(暫定)
神戸電鉄	6月22日全線復旧
山陽電鉄	6月18日全線復旧
神戸市営地下鉄	3月31日全線復旧(暫定)
神戸新交通ポー トライナー	7月31日全線復旧
神戸新交通六甲 ライナー	8月23日全線復旧
南港ポートタウ ン線(大阪市)	1月18日に運転再開
大阪モノレール (豊中市等)	1月18日に運転再開



不眠不休の作業が続いた

第4 港湾施設等の復旧状況

港湾関係では、神戸港、尼崎・西宮・芦屋港など24港において埠頭の沈下等の被害が発生した。 特に神戸港については耐震強化岸壁の3バースを 除き、ポートアイランド地区、六甲アイランド地 区を中心にコンテナ埠頭を含め大部分が被災し使 用不可能な状態となった。

震災直後から危険個所の補修や緊急物資及び人員の輸送のために埠頭の緊急復旧に努めるとともに、比較的被災が軽微な個所について応急復旧に全力を挙げて取り組んだ。その結果、神戸港では岸壁について1月31日までに当面の応急復旧を終了し、震災2カ月後の3月17日までに公共岸壁約150バース中、貨物用93、旅客用(フェリー等含む。)14の合計107バースが暫定的に利用可能となった。

さらに、貨物取扱量は7月のコンテナ貨物取扱 実績で、対前年同月比63.3%まで回復している。 また、限られた港湾施設の有効利用を図るべく、 神戸港復興までの期間、24時間(日曜、祝日を含 む。)荷役を行うこととしている。

神戸港復旧状況は表10のとおりである。

表10 神戸港復旧状況

種	別	施	設	時	期
暫定付 コンラ 頭	共用 テナ埠	摩耶埠頭1バ	ース	平成7年 3月20日1	共用開始
		ポートアイラン	ノド 3 バース	4月30日	"
		六甲アイラン	ド 3 バース	4月30日	"
		ポートアイラン	ノド 1 バース	5月19日	n
	り埠頭	六甲アイラン	ド1バース	5月10日	n
荷役可	/テナ J)	六甲アイラン	ド1バース	6月12日	11
仮設村 頭	浅橋埠	六甲アイラン バース	ド南東部 2	平成8年 2月1日1	共用開始
本格供	共用	コンテナ埠頭 分の 1	の全体の3	平成7年	变内
		残り全体の3	分の 2	おおむね	2 年以内

9月7日現在の状況として、神戸港の仮復旧を 含む復旧バースは82、着岸不能バース88、埋立に よる減少バースは16である。尼崎・西宮・芦屋港 は復旧バース9、着岸不能バース1である。

港湾幹線道路 (ハーバーハイウェイ) の復旧状 況は表11のとおりである。

表 川 港湾幹線道路(ハーバーハイウェイ)の復旧状況

施設	時 期
神戸大橋・新港4突ラン プ	平成8年7月目途
六甲アイランド~高羽ラ ンプ	平成7年9月28日開通
高羽ランプ~摩耶埠頭	平成7年11月1日開通
摩耶埠頭~新港	平成8年8月目途

第5 河川関係の復旧状況

1 河 川

国直轄管理河川については、4河川の堤防や護 岸等に32カ所の被害があり、これら緊急復旧の必 要な個所について緊急盛土等の措置を実施するな ど、被災を受けた全箇所の応急措置を実施した。 淀川左岸0.1km付近等3カ所と猪名川、派川、藻川 の右岸0.2km付近等3カ所については、1月19日工 事着手、1月30日に完了している。また、淀川左 岸0.1km付近(延長約1.8km)については、出水期 に対応できるよう1月25日に仮締切堤(鋼矢板二 重方式)の工事に着手し、6月4日に完了した。 引き続き本復旧工事に着手しており、平成7年度 中に完成させるべく現在施工中である。西島地区 以外の被災個所の本復旧については、6月15日ま でにすべて完了させた。

府県・市町村管理河川については、武庫川等において堤防の沈下、亀裂等の被害が生じ、これらについても既に応急工事を完了し、本復旧工事に着手した。兵庫県管理河川のうち、護岸崩壊、土砂崩壊等により、特に流下能力上問題が生じた箇所について、瓦礫の撤去等応急対策が終了している。堤防の被災状況が著しい武庫川等の早期復旧のため、1月24日~26日に建設省・土木研究所より専門家を派遣した。さらに、地下河川については、山岳トンネル工法による塩屋谷川で覆エコンクリートの破砕、また宇治川等のボックス部において、ジョイント部の破損等が生じているため地下河川の被害状況調査等を目的として2月9日~10日に建設省・土木研究所より専門家を派遣した。

海岸保全施設については、岩屋海岸、野島漁港 海岸、神戸港海岸、東播海岸等において、堤防・ 護岸の沈下、亀裂が生じたため、復旧工事を進め た。

2 地滑り・崖崩れ等

地滑り等緊急支援チームとして、建設省及び府 県の職員、大学等から専門家、専門職員259名を平 成7年1月27日まで現地に派遣し、土砂災害の危 険性のある約1,200カ所について調査を実施した。 その結果、継続的な監視が必要と判断された71カ 所について、巡視や計器の設置等による監視及び 斜面にシートを覆う等の応急措置を実施するとと もに、必要な箇所について災害関連緊急事業等に よる恒久対策工事を実施した。

斜面崩壊による二次災害防止のため、自治体災害対策本部が7カ所、360世帯を対象に避難勧告を実施した。このうち、地滑り、崖崩れによる3カ所について、斜面崩壊の動態を監視する計器の設置やビニールシート張り等の応急処置について同本部が協力するとともに、災害関連緊急事業による恒久対策工事を実施した。また、二次災害防止に万全を期すため、都賀川等の既設砂防ダム9基については、6月19日現在、除石工事がほぼ完了した。

第6 医療・救護施設の復旧 状況

1 医療施設の活動状況

医療施設の活動状況は、平成7年2月13日現在 で、兵庫県内358病院中、診療実施病院は351病院 (98.0%) であった。

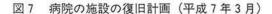
被災10市10町内の一般診療所のうち調査した 2,926診療所のなかで診療を実施しているのは、 2,572 (87.9%) 診療所であった。

また、歯科診療所のうち、調査した1,771診療所

第5編 復旧·復興対策

のなかでは、1,284 (72.5%) 診療所が診察を実施 していた。

3月2日~15日に行われた「災害医療についての実態調査」では、被災10市10町内の224の病院及び2,999の診療所に調査を依頼し、うち病院182、診療所1,845の調査結果が集計された。これによると、61.1%の病院、41.9%の診療所で施設・設備にかなりの補修を要するか、それ以上の被害を受けている。震災後約2カ月で病院の82.5%、診療所の71.5%が診察能力を回復しているが、全く回復していない3病院のうち2病院は再開のめどが立っていない。施設の復旧計画については、図7のとおり病院の79.7%が同年中の復旧を目指して



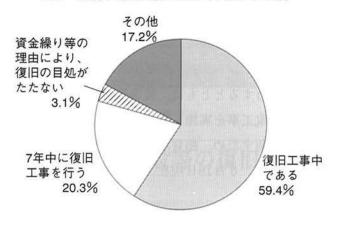
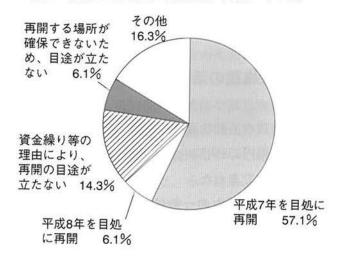


図8 被災した診療所の再開状況(平成7年3月)



出典: 「災害医療についての実態調査結果」 兵庫県阪神・淡路大震災復興本部 いる。また図8のとおり、診療所の57.1%が同年中の再開を目指している。今後の対応として耐震施設の建設を考えている病院が52.5%、診療所が41.6%、その他、水の備蓄タンクの配備や医薬品の備蓄等に関して検討又は配備がなされている。

2 各種の医療提供

厚生省の平成7年3月9日のまとめによると、 次の医療提供を行っている。

医師・看護婦の常駐する「避難所救護センター」を90カ所設置し、設置されていない避難所では医師・看護婦による巡回医療体制を設けて対応した。避難所における医療の確保は、地域医療体制への移行という観点から、救護センターから地元医療機関へ円滑な移行を図るものとする。

兵庫県内の保健所13カ所を拠点に、県内の189名の保健婦に加え、他の自治体から123名の保健婦の協力を得て、仮設住宅・避難所・在宅生活者への巡回健康相談を実施している。相談等の内容については、要介護老人・慢性疾患患者等の健康相談の充実、こころの健康相談への対応、ねたきり予防等の健康教育、医療・福祉サービスとの連携等である。

また、歯科診療体制として、歯科巡回診療車等を利用した仮設診療所を神戸市内3カ所に設置、神戸市内1カ所で応急診療を実施、その他歯科医師による巡回診療体制を設けて対応した。さらに、インフルエンザの予防として、地方公共団体の協力を得てうがい薬、ガーゼマスク等を搬送、ワクチン接種などを実施した。

「特定疾患治療研究事業」の36疾患に係る医療 機関の診療体制及び患者の受療の状況については、 調査の結果ほぼ確保できていると判明した。精神 医療体制の整備については、神戸市等の10保健所 に精神科救護所を設置するなどの対応がなされた。

第7 公共施設・文化財等の 復旧状況

1 官公庁施設等

官公庁の庁舎では、兵庫県庁、神戸市役所等の 地方公共団体の庁舎に被害が生じたほか、警察施 設、税関、郵便局、公共職業安定所、労働基準局 の施設等でも被害が生じており、取壊しのうえ建 替えが予定されているものもある。官庁施設(合 同庁舎等)については耐震性の向上を図りつつ復 旧を行うほか、警察施設の機能の早期復旧、消防 防災施設としての消防庁舎、耐震性貯水槽、消防 拠点施設等の復旧が進められている。

2 学校関係施設

学校等の教育施設では、兵庫県では、被災した 県立学校のうち、改築が必要な学校7校10棟、補 修が必要な学校11校11棟、また、市町立学校では 大規模な被害を受けた学校が67校にのぼった。こ れらの学校では当分の間仮設校舎で対応、震災復 旧需要による建築資材や施工業者の不足などのた め、とりあえず普通教室と管理諸室の必要な5校 に限定して仮設校舎を建てることとし、特別教室 については新年度に着工することとした。平成6 年度中には6校の仮設教室120室、管理諸室20室を 建築し、7年度には9校で特別教室など66室、実 習室6室を建築することとなった。

6月1日現在、避難所として432カ所、約2万8,000人が使用している。公立小・中・高等学校の授業再開状況は、4月24日現在で、平常授業を行っているのが528校、短縮授業が12校、他の学校等を利用して授業を行っているのが4校である。また、文部省では全国の教育委員会に児童生徒などの転入学の速やかな受入れと教科書の配付を指導

し、6月9日現在、神戸市内の他の学校への転入 学者を含む各都道府県の受入数は8,840人、また国 立大学附属学校の受入数は62人となっている。

3 文化財等

国・県・市町指定文化財をはじめ多数の貴重な 文化財が被害を受けたが、特に重要伝統的建造物 群のうち、個人住宅の修復は、平成6年度国庫補 助事業により緊急対応することとした。また、兵 庫県では、被災した文化財等を緊急に保全するた め、兵庫県教育委員会と協力し、文化庁施設機関 等及び古文化財・美術関係団体の連携協力の下に 「阪神・淡路大震災被災文化財等救護委員会(文 化財レスキュー隊)」を設置し、県内の損壊した社 寺、個人住宅及び博物館等に所在する文化財など について、所有者からの要請に応じて応急処置及 び博物館等における一時保管を行った。

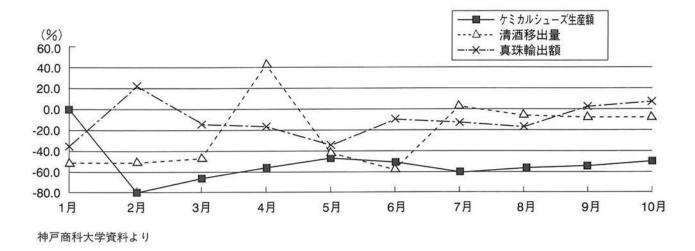
第8 産業・商業等の復旧状況

1 企業。観光施設等

平成7年2月~3月に行われた、209社の被災企業のトップへのインタビューでのリサーチによると、全壊等被害が甚大な企業が25%、半壊及び一部破損の企業が64%であった。このうち約68%の企業が2週間以内に業務を再開しており、全壊・半壊企業のうち、約30%の企業が1週間以内に業務を再開している。

また、壊滅的といわれた神戸市長田地区のケミカルシューズ産業は、震災後2カ月半を経過した4月初頭において約7割が業務を再開し、11月には主要企業の97%が営業を再開している。生産額ベースでみると図9のとおり前年と比べ5割にとどまっている。

図9 平成7年地場産業の対前年伸び率の推移



一方、復興しつつある元気な神戸を全国にPRするための集客イベントが、夏には「夏こうべで」が行われ、秋には六甲山開山100周年のイベント、がんばろう神戸港復興フェスタ、国際港都・神戸復興展(ハイカラ博)などが企画された。商業施設の営業再開とともに、多くのイベントへの市民や観光客の参加が増えた。8月15日現在、神戸市内137の主要施設のうち、108施設が営業を再開(78%)し、また、営業再開が数カ月先及び未定が29施設である。

地区別では、北野・新神戸地区の異人館は修復が進み半数が営業を再開、新神戸地区も観光施設、商業施設とも通常営業を行っている。三宮センター街、元町商店街などの商業施設はその多くが修復、営業を再開した。また、旧居留地・南京町では、いち早く営業を再開し活気を取り戻している。ポートアイランドでは、ポートライナーが全線開通し人の動きが活発になり、神戸港・ハーバーランドでは商業施設のほとんどが営業をしている。また神戸国際会館ハーバーランドプラザが12月6日に完成。東灘・灘地区では、六甲ライナーが全線開通、菊正宗酒造記念館の一部が営業を再開した。六甲・摩耶地区では、山上施設はほぼ通常営業、六甲ケーブルは営業中、六甲有馬ロープウェーも10月7日に全線開業した。

宿泊施設についても、次々と営業を再開し、鉄道の開通により観光施設への利便性も回復しつつある。8月16日現在、主要ホテル・旅館等83施設のうち、部分営業、仮営業を含む営業中の施設が71(85.6%)、今後1カ月以内に営業再開予定が3施設、長期休業、営業再開未定が9施設であった。このように、各種産業は、徐々に復旧しつつあ

このように、各種産業は、徐々に復旧しつつあるといえる。神戸市経済局がまとめた神戸市内の産業の復旧状況は、表12のとおりである。これによると、ほとんどの産業が復旧若しくは営業を再開しているが、その業績は、前年に比べ大きく落ち込んでいる状況である。



壊滅的な被害を受けた酒蔵工場も復旧に向けて動きはじめた

表12 阪神・淡路大震災による神戸市の産業の被害・復旧状況

1) 工 業	被 害 状 況	復 旧 状 況
鉄鍋	大手企業において、1千億円以上の被害。	4月に高炉が再稼働し、8月にはほぼ全面復 旧。
造船	大手企業において、3~400億円以上の被害。	復旧済 一部の部門が市外へ移転。
食 品 関 係	10億円以上の被害がでた企業が数社あり。	一部の工場は閉鎖したが、その他の企業につ いては復旧済。
重電	大手企業において、約200億円の被害が発生。	復旧済
ゴ ム 製 品 (タイヤ・ベルト等)	大手企業において、数十億円の被害が発生。	復旧済 生産部門の一部を市外へ移転。
中小製造業	約18%の企業が全壊・全焼の被害(神戸市機械 金属工業会)。	ほとんどが操業を再開。
?) ファッション産業	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
アパレル	約8%の企業が全半壊の被害(神戸ファッションアソシエーション)。その他間接的な被害のため、本社機能を市外へ移転した企業あり。	ほとんどが営業を再開。
紳 士 服	組合加盟70名中全半壞47名(神戸洋服商工業組合)。	ほとんどの企業が何らかのかたちで再開。
ケミカルシューズ	組合加盟市内192社中158社が全半壊(日本ケミカルシューズ工業組合)。関連企業1,600社の内約80%が全半壊又は、焼失の被害(長田・須磨地区)。	約90%が業務を再開。 生産額は9月で前年同月比△55.4%
神 戸 靴	組合加盟6社のうち5社が全半壊の被害(神戸靴メーカー協同組合)。	1 社の廃業を除き、全社が営業を再開。
真 珠	組合加盟97社中ビル全半壊 5 社	ほとんどの企業が営業を再開。
清 酒	半分以上の企業が全半壊で、その他も設備等 に甚大な被害 (灘五郷酒造組合)。	1 社が廃業。 多くの企業は委託生産を拡大。 酒移出量は前年と同程度まで回復。
洋 菜 子	中堅・大手企業は、本社、工場、店舗等のいずれかが全半壊。 市内中小規模店舗の約1割が甚大な被害(兵庫県洋菓子協会加盟市内企業)。	一部廃業したところもあるが、全体では、 60~70%前後が回復。
高店街・小売市場		
(中央 6区)	商店街 約1/3 3,188/9,603 全損 小売市場 約1/2 930/2,048 全損	7月17日現在の再開率 商店街 63.4% 小売市場 67.7%
1) 大規模小売店舗		
	三宮元町周辺を中心に百貨店、スーパー各社 とも100億円〜数百億円の被害。 百貨店販売額 平成6年2月 158億円 平成7年2月 15億円(△90.8%)	百貨店については売り場面積を縮小しながらも大部分は営業を再開。 スーパーについては、未だ開店していない店舗もある。 百貨店販売額 平成6年8月162億円 ↓ (△35.8%) 平成7年8月104億円 平成6年9月171億円 ↓ (△31.0%) 平成7年9月118億円

(5) 貿 易		
	協会会員525社のうち約22%が全・半壊(神戸貿易協会)。2月期の神戸港のコンテナ取扱量は前年同月比△95.4%と大幅に減少。	3月末までに約95%の企業が業務を再開(神戸貿易協会)。 9月期の神戸港のコンテナ取扱量は前年同月 比△30.3%まで回復。
(6) オフィスビル		
	稼働不能のビル (2月10日時点) 三宮・元町地区 61/245(24.9%) 周辺地区 66/340(19.4%) (資料:生駒データサービスシステム)	中央区内の主要61解体ビルのうち5年以内再 建計画ありは、19棟(31.1%) オフィス入居率(神戸地区) 平成6年12月1日 92.0%(26,961/337,013坪) 平成7年6月1日 96.9%(5,438/175,419坪) (資料:生駒データサービスシステム)
(7) ホテル・旅館業		
	建物損壊及びガス、水道等の停止により市街 地のほとんどの施設が営業不能。	約90%の施設が営業再開 (10月3日現在)。 シティホテル稼働率 平成6年8月 78%→平成7年8月 49% 平成6年9月 70%→平成7年9月 53%
(8) 観 光		
	酒蔵地区→ほとんどの資料館が全壊。 北野地区→いくつかの異人館が一部損壊。 観光入込客数(前年同月比) 平成7年2月 △95% "3月 △96%	8月観光入込客数 平成6年 平成7年 361万人→ 163万人 (△55%) 市街地 109万人→35万人 神戸港観光群 66万人→21万人 六甲・有馬観光群 131万人→67万人 その他 55万人→40万人

神戸市経済局調べ

2 農林水産施設

農林水産業関係の被害については、農地(約1,300カ所)、ため池等の農業用施設(約2,800カ所)、六甲山地をはじめとした林地(約80カ所)、淡路島北部、神戸市、明石市などの漁港施設(約20港)、農林水産業共同利用施設(約80カ所)、卸売市場(中央4施設、地方6施設)等の各施設において甚大な被害が発生し、その被害総額は900億円程度となる見込みである。

これらの施設については、農林水産省地質官ほかにより「ため池改修対策検討会」の調査団が結成され、現地調査の結果、その資料をもとに復旧工法がとりまとめられた。山地被害については、二次災害防止のため森林防災緊急パトロールを実施するとともに、林野庁も専門技術調査団を派遣し、恒久的な復旧工法を検討するための調査を実

施した。須磨区妙法寺地区で不安定土砂の取除き と、崩落土砂を抑止する土留工を緊急着工したの をはじめ、特に人家など保全対象が近接している 地区について順次応急工事に着手した。漁港施設 では、係留施設、背後のエプロン舗装と用地の陥 没や亀裂、臨港道路の地割れ、埋立て地特有の液 状化による段差等の被害が生じ、1月31日以降、 水産庁との現地協議を踏まえて応急仮工事に着工 した。

また、卸売市場についても、取引状況について は通常の入荷量に回復した。